

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第2回期日（20200217）で提出された書面です。

令和元年（ワ）第2827号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1（こうすけ）、原告番号2（まさひろ）

被告 国

## 原告ら第2準備書面

（求釈明）

2020（令和2）年2月10日

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	安孫子健輔	石井謙一
	石田光史	井上敦史
	入野田智也	岩橋愛佳
	緒方枝里	太田千遥
	久保井摂	郷田真樹
	後藤富和	鈴木朋絵
	武寛兼	徳原聖雨
	西亜沙美	塙愛恵
	原田恵美子	森あい
	渡邊陽	吉野大輔
	永里佐和子	仲地彩子
	藤井祥子	藤木美才

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第2回期日（20200217）で提出された書面です。

上記当事者間の頭書事件について、原告らは、被告に対し、下記のとおり釈明を  
求める。

## 記

1 被告は、その第1準備書面において、憲法（24条1項）では、同性間の婚姻  
は想定されていないと主張している。

この点、その主張の裏付けとなるであろう、現行の婚姻制度の由来、沿革、趣  
旨、目的等について、被告の考えるところを明らかにされたい。

2 被告は、原告の憲法14条1項違反の主張に対して、24条1項では同性婚の  
婚姻は想定されていないから、同性婚を認める法律を設けないことが14条1項  
に違反すると解する余地はない、と主張する（被告第1準備書面12, 14頁）。

原告らとしては、24条1項に関する被告の主張は誤りであると考えているが、そ  
れはさておいたとしても、憲法の中で、ある条文において特定の事項が想定され  
ていないからといって、当然に別の条文に反しない（本件で言えば14条1項  
（平等原則）違反とならない）とは言えないはずである。

この点、被告の主張を補充し、明確にされたい。

以 上